

防地労第19219号
令和7年8月19日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長 廣瀬 行成 殿

防衛大臣 中谷 元
(公 印 省 略)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の令和2年度から令和6年度までの間における業務運営の効率化に関する評価の結果について（通知）

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の1第6項の規定により、別添のとおり通知します。

添付書類：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の令和2年度から令和6年度までの間における業務運営の効率化に関する評価の結果

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の
令和2年度から令和6年度までの間における業務運営の効率化に関する評価の結果

令和7年8月19日
防 衛 省

効率化評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項	
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	防衛大臣		
法人所管部局	地方協力局	担当課、責任者	労務管理課長 鈴木 哲哉
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	企画評価課長 伊藤 渉

3. 評価の実施に関する事項
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）から提出のあった自己評価を基礎として評価を行った。また、機構の実情を踏まえた評価に資するため、理事長ほか役員ヒアリングを以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：令和7年7月22日（火） ・場 所：機構本部会議室 ・相手方：理事長 廣瀬行成、理事 高橋祐一、理事 坂川健太郎、監事 井村和夫、監事 菱山園子 ・聴取者：地方協力局次長 森田治男 地方協力局労務管理課長 生形良隆 ほか

4. その他評価に関する重要事項

効率化評価 総合評価様式

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として所期の目標を達成していると認められる。
評価に至った理由	項目別評価は、4項目全てB評価となっており、また法人全体の評価を引き下げる事象もなかったため、B評価とした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務運営の効率化・組織改編（要員の縮減等、機構運営関係費の縮減、システムの安定的な稼働の確保等）及び調達等合理化の取組の推進について計画どおり順調な組織運営を行っている。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	なし
その他特記事項	なし

効率化評価 項目別評定総括表様式

効率化目標	年度評価					効率化評価	項目別調書No.	備考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
業務運営の効率化に関する事項								
業務運営の効率化・組織改編（要員の縮減等）	B	B	B	B	B	B	1-1	
業務運営の効率化・組織改編（機構運営関係費の縮減）	B	B	B	B	B	B	1-2	
業務運営の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）	B	B	B	B	B	B	1-3	
調達等合理化の取組の推進	B	B	B	B	B	B	2-1	

効率化評価 項目別評定調書様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-1	業務運営の効率化・組織改編（要員の縮減等）		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和6年度－5391

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 効率化評価期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標参考事項	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	B
(令和2年度) 業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。	(令和2年度) 〈主な指標〉 ・業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況 〈評価の視点〉 ・業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めているかどうか	(令和2年度) 〈主要な業務実績〉 ・平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改善策（①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化）を実施した。 【3つの業務改善策】 ① 係別の業務量の平準化 超過勤務時間を指標として、個人別・係	〈評定と根拠〉 評定：B 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、次のとおり実施した。 係別の業務量の平準化については、超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、必要に応じ、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係	評定	B
				〈評定に至った理由〉 業務フロー・コスト分析を行い、その結果を踏まえ、①超過勤務時間を指標として、個人別・係別に業務量を把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期に他の係からの支援を行うなどの業務量の平準化、②既存システムの有効活用に係るEUC操作講習会の開催や、EUCの管理の改善及び利便性の向上、③窓口対応及び電話対応における一般的な対応をQ&A方式にまとめ部内ホームページに掲載するなど業務改善策を実施した。 以上のことを踏まえ、各年度当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。	

(令和3年度)

業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。

(令和3年度)

<主な指標>

・業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況

<評価の視点>

・業務の質の低下を招か

別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。

② 既存システムの有効活用(既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用)EUC講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、岩国支部において初級編を開催し、職員の技術向上を図った。また、EUC共有化システムを整備した。

③ 窓口対応及び電話対応の効率化(一般的な対応をホームページに掲載)窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、随時、追加掲載した。

(令和3年度)

<主要な業務実績>

・平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう

に努めた。

既存システムの有効活用(既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用)に係るEUC操作講習会については、各支部(京丹後支部を除く。)の受講者に対し、対面形式により開催した。また、EUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。

窓口対応及び電話対応の効率化(一般的な対応をホームページに掲載)については、駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、随時、ホームページに掲載した。

ないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めているかどうか

配慮しつつ、3つの業務改善策(①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化)を実施した。

【3つの業務改善策】

① 係別の業務量の平準化

超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。

② 既存システムの有効活用(既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用)

EUC講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、各支部(京丹後支部を除く。)の受講者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、オンライン受講形式(初級編)により開催し、職員の技能向上を図った。また、EUCを一部整理するとともに、共有化したEUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。

(令和4年度)

業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。

(令和4年度)

<主な定性的指標>

◇業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況

③ 窓口対応及び電話対応の効率化(一般的な対応をホームページに掲載)

窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ & A方式にまとめ、随時、追加掲載した。

(令和4年度)

<主要な業務実績>

平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改善策(①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化)を実施した。

【3つの業務改善策】

① 係別の業務量の平準化

超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。

② 既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）

EUC操作講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、各支部（京丹後支部を除く。）の受講者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施した上で、対面形式（初級編・応用編）により開催し、職員の技能向上を図った。

また、前年度に引き続き、EUCを整理し、EUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。

※ EUCとは、End User Computingの略。エンドユーザ（システム利用者）がツールを利用して、自分たちが望む形にデータの処理、加工を行うこと。

③ 窓口対応及び電話対応の効率化（一般的な対応をホームページに掲載）

窓口対応及び電話対応の効率化を図るため各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ & A方式にまと

(令和5年度)

業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。

(令和5年度)

<主な定性的指標>

◇ 業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況

め、随時、追加掲載した。

(令和5年度)

<主要な業務実績>

平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改善策(①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化)を実施した。

【3つの業務改善策】

① 係別の業務量の平準化

超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。

② 既存システムの有効活用(既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用)

EUC操作講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、各支部(京丹後

(令和6年度)

業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。

(令和6年度)

<主な定性的指標>

◇ 業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況

(令和6年度)

<主な業務実績>

平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改

支部を除く。)の受講者に対し、対面形式(初級編)により開催し、職員の技能向上を図った。また、前年度に引き続き、EUCを整理し、EUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。

※ EUCとは、End User Computingの略。エンドユーザ(システム利用者)がツールを利用して、自分たちが望む形にデータの処理、加工を行うこと。

③ 窓口対応及び電話対応の効率化(一般的な対応をホームページに掲載)

窓口対応及び電話対応の効率化を図るため各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ & A方式にまとめ、随時、追加掲載した。

善策(①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化)を実施した。

【3つの業務改善策】

① 係別の業務量の平準化

超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務の平準化策として、必要に応じ、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援などに努めた。

② 既存システムの有効活用(既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用)

EUC操作講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、各支部(京丹後支部を除く。)の受講者に対し、対面形式(初級編)により開催し、職員の技能向上を図った。

また、前年度に引き続き、EUCを整理し、EUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。

※ EUCとは、End User Computingの略。エンドユーザ(システム利用者)

		<p>がツールを利用して、自分たちが望む形にデータの処理、加工を行うこと。</p> <p>③ 窓口対応及び電話対応の効率化(一般的な対応をホームページに掲載)</p> <p>窓口対応及び電話対応の効率化を図るため各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ & A方式にまとめ、随時、追加掲載した。</p>		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

効率化評価 項目別評定調書様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-2	業務運営の効率化・組織改編（機構運営関係費の縮減）		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和6年度－5391

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	縮減率	3%	3%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	

3. 効率化評価期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標参考事項	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	
(令和2年度) 機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)については、令和元年度を基準として3%の縮減を図ること。	(令和2年度) <主な定量的指標> ・機構運営関係費の縮減状況(令和元年度を基準とした縮減割合) <その他の指標> ・物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況 <評価の視点> ・目標・計画による物件費の抑制が図られたかどうか ・経費の抑制に向けた自己評価等の取組が行われたかどうか	(令和2年度) <主要な業務実績> ・令和2年度は、各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で令和元年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 ・令和2年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不適正な経費の執行は見当たらなかった。	<評定と根拠> 評定:B 機構運営関係費について、令和2年度から令和6年度にかけて予算の計画的・効率的執行と地道な節約努力を行うことにより、各年度で掲げる縮減率を達成した。	評定 B <評定に至った理由> 機構運営関係費の縮減については、調達案件の集約化による経費削減や室温管理、消灯等による電気料金の抑制等の取り組みを実施し、各年度とも目標を達成した。 また、物件費については、毎四半期の予算の執行状況について自己評価を行い、不適正な経費の執行がないかを確認した。 【各年度の縮減率】 令和2年度:令和元年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 令和3年度:令和2年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 令和4年度:令和3年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 令和5年度:令和4年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 令和6年度:令和5年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 以上のことを踏まえ、各年度当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。	

(令和3年度)
機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)については、令和2年度を基準として3%の縮減を図ること。

(令和4年度)
機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)については、令和3年度を基準として3%の縮減を図ること。

(令和3年度)
〈主な定量的指標〉
・機構運営関係費の縮減状況(令和2年度を基準とした縮減割合)

〈その他の指標〉
・物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況

〈評価の視点〉
・目標・計画による物件費の抑制が図られたかどうか
・経費の抑制に向けた自己評価等の取組が行われたかどうか

(令和4年度)
〈主な定量的指標〉
◇機構運営関係費の縮減状況(令和3年度を基準とした縮減割合)

〈定性的指標〉
◇物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況

(令和3年度)
〈主要な業務実績〉
・令和3年度は、各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で令和2年度を基準として3.0%の縮減を達成した。
・令和3年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不適正な経費の執行は見当たらなかった。

(令和4年度)
〈主要な業務実績〉
① 令和4年度において、機構運営関係費の計画的かつ効率的な執行及び経費節減に向けた取組の強力かつ継続的な推進につき、本部内及び各支部に周知・徹底を図り、機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)について令和3年度を基準として3%の縮減を達成した。

(令和5年度)

機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)については、前年度を基準として3%の縮減を図ること。

(令和5年度)

<定量的指標>

◇ 機構運営関係費の縮減状況(前年度を基準とした縮減割合)

<定性的指標>

◇ 物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況

② 令和4年度において、物件費を含む機構運営関係費の計画的かつ効率的な執行及び経費節減に向けた取組の強力かつ継続的な推進につき、本部内及び各支部に周知・徹底を図り、更には、物件費等について、毎四半期に予算の執行状況を確認するとともに、経費節減に係る各種取組状況の検証及び自己評価を実施した結果、今後とも引き続き、かかる取組を更に推進することとした。

(令和5年度)

<主要な業務実績>

① 令和5年度において、機構運営関係費の計画的かつ効率的な執行及び経費節減に向けた取組の強力かつ継続的な推進につき、本部内及び各支部に周知・徹底を図り、機構運営関係費(人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。)について前年度を基準として3%の縮減を達成した。

② 令和5年度において、物件費を含む機構運営関係費の計画的か

(令和6年度)

機構運営関係費(人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。)については、前年度から3%の縮減を図ること。

(令和6年度)

<主な定量的指標>

◇ 機構運営関係費(人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。)の縮減状況(前年度を基準として3%の縮減)

<定性的指標>

◇ 物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況

つ効率的な執行及び経費節減に向けた取組の強力かつ継続的な推進につき、本部内及び各支部に周知・徹底を図り、更には、物件費等について、毎四半期に予算の執行状況を確認するとともに、経費節減に係る各種取組状況の検証及び自己評価を実施したところ、今後とも引き続き、かかる取組を更に推進することとした。

(令和6年度)

<主な業務実績>

① 令和6年度においては、機構運営関係費の計画的かつ効率的な執行及び経費節減に向けた取組を強力かつ継続的に推進していくことを本部内及び各支部に周知・徹底したことにより、機構運営関係費(人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。)について前年度を基準として3%の縮減を達成した。

② 令和6年度における物件費については、上記①の取組に加え、毎四半期に予算の執行状

		況を確認するとともに、 経費節減に係る各種取 組状況の検証及び自己 評価を実施したところ、 今後とも引き続き、かか る取組を更に推進するこ ととした。	
--	--	---	--

4. その他参考情報

効率化評価 項目別評価調書様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-3	業務運営の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和6年度－5391

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
システムの安定的な稼働の確保	安定的な稼働の確保	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上		

3. 効率化評価期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標参考事項	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	B
<p>(令和2年度)</p> <p>機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。</p> <p>あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、次期システムの在り方について検討を開始すること。</p>	<p>(令和2年度)</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> システムの安定的な稼働(システム稼働率99.9%以上)の確保 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システムの在り方の検討状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画に掲げるシステム稼働率が99.9%以上確保できているか 在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、次期システムの在り方に 	<p>(令和2年度)</p> <p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。 <p>令和2年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>① データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>労務管理等業務の基盤となる在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するため、運用管理・保守体制の維持を図ることにより、システム稼働率は令和2年度から令和6年度の各年度において99.9%以上を確保することができた。</p> <p>在日米軍従業員管理システム等</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>労務管理等業務の基盤となる在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するため、運用管理・保守体制の維持を図ることにより、各年度ともシステム稼働率は99.9%以上となった。</p> <p>令和6年度については、在日米軍従業員管理システム等の更新に向けて、次期システム更新の在り方についての検討結果を踏まえ、契約業者との設計・開発・試験等に係る累次の調整を行い、予定どおり令和7年1月1日から本格稼働できるようにした。</p> <p>また、駐留軍等労働者へのサービス向上の一環として、駐留軍等労働者のスマートフォン、パソコン等から各種申請・届出を行えるようにし、給与明細や各種お知らせ等の交付を電子的に行えるシステムを導入することにより、事務手続きのデジタル化及びペーパーレス化を推進した。</p> <p>以上のことを踏まえ、各年度当該目標を達成していると評価</p>	

について検討を開始しているか。

にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

② システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

③ ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

④ 府省庁宛てに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。

これらの取組を行った結果、システム稼働率は9

の次期換装にあたっては、次期システムの在り方についての検討結果を踏まえ、システムの設計及び開発を行い、令和7年1月から本稼働できるようにした。

また、駐留軍等労働者へのサービス向上の一環として、駐留軍等労働者のスマートフォン、パソコン等から各種申請・届出を行えるようにし、また、給与明細や各種お知らせ等の交付を電子的に行えるシステムを導入することにより、事務手続きのデジタル化及びペーパーレス化を推進した。

できることからB評定としたもの。

(令和3年度)

機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。

あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、次期システムの在り方について、外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を取りまとめること。

(令和3年度)

<主な定量的指標>

・システムの安定的な稼働(システム稼働率99.9%以上)の確保

<その他の指標>

・次期システムの在り方の検討状況

<評価の視点>

・事業計画に掲げるシステム稼働率が99.9%以上確保できているか

・在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を取りまとめているか。

9.9%以上となった。

・業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、次期システムの在り方について検討を開始した。

(令和3年度)

<主要な業務実績>

・在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。

令和3年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、引き続き次の取組を行った。

① データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

② システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理事業者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

③ ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

④ 府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。

これらの取組を行った結果、システム稼働率は99.9%以上となった。

・業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、「在日米軍従業

(令和4年度)

① 機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月4日デジタル大臣決定)に則り、当該情報システム等の安定的な稼働を確保するなど、適切な整備及び管理を行うこと。

② また、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと

③ あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、次期システムの在り方について、外部有識者の助言を受け、仕様書を

(令和4年度)

<主な定量的指標>

◇ システムの安定的な稼働(システム稼働率99.9%以上)の確保

<定性的指標>

◇ PMO設置等の体制整備の状況

<定性的指標>

◇ 次期システムについての仕様書の作成状況

員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施する等、次期システムの在り方について引き続き検討を行った。

(令和4年度)

<主要な業務実績>

① 在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。

令和4年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、引き続き次の取組を行った。

ア データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

イ システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめ

作成する。

めシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理事業者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

ウ ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

エ 府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。

※ 在日米軍従業員管理システムとは、機構の実施する労務管理等事務の全体(雇用管理、給与、旅費、制服、健康診断、永年勤続表彰等)をシステム化したものである。これらを総括管理するために、本部及び全支部を広域イーサネット網で結び、本部に置かれた運用管理センターに

て、ハードウェア・ソフトウェアの一元管理及び運用管理を行っている。

② 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（プロジェクト推進組織）を支援するため、令和5年3月22日付けで「情報化推進体制の整備に関する規則」を制定し、デジタル統括責任者を長とするPMO（全体管理組織）を設置した。

③ 業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、令和2年度、「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施する等、次期システムの在り方について検討を行ってきた。

※ RFI(Request for Information)とは、システム開発業者に対して、機構のシステムの現状及び在日米軍従業員管理システム等の次期換装時において実現したい内容を示し、技術的な実現可能性とおおよそ

(令和5年度)

① 機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、当該情報システム等の安定的な稼働を確保するなど、適切な整備及び管理

(令和5年度)

<定量的指標>

◇ システムの安定的な稼働(システム稼働率99.9%以上)の確保

<定性的指標>

◇ 次期システムについての仕様書に基づく所要の手続き状況

の調達費用について広く情報提供を依頼するもの

令和4年度においては、次期システムの換装に係る施策及び所要経費について、防衛省から財務省に対して説明(概算要求)を行うために必要となる資料を作成するとともに、防衛省に対して説明を行った。

当該施策及び所要経費について概ね財務省の理解を得られたことから、次期換装(令和6年度)に向けて、外部有識者の助言を受けつつ、仕様書を作成した。

(令和5年度)

<主要な業務実績>

① 在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。

令和5年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、引き続き次の取組を行った。

を行うこと。

② あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装(令和6年度)に向けて、外部有識者の助言を受けて作成した仕様書に基づき所要の手続きを行う。

ア データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

イ システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理事業者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

ウ ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

エ 府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施し

た。

※ 在日米軍従業員管理システムとは、機構の実施する労務管理等事務の全体（雇用管理、給与、旅費、制服、健康診断、永年勤続表彰等）をシステム化したものである。これらを総括管理するために、本部及び全支部を広域イーサネット網で結び、本部に置かれた運用管理センターにて、ハードウェア・ソフトウェアの一元管理及び運用管理を行っている。

② 業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、令和2年度、「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施する等、次期システムの在り方について検討を行ってきた。

※ RFI(Request for Information)とは、システム開発業者に対して、機構のシステムの現状及び在日米軍従業員

(令和6年度)

① 機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へ

(令和6年度)

<主な定量的指標>

◇ システムの安定的な稼働(システム稼働率9

管理システム等の次期換装時において実現したい内容を示し、技術的な実現可能性とおおよその調達費用について広く情報提供を依頼するもの

令和4年度においては、次期システムの換装に係る施策及び所要経費について、防衛省から財務省に対して説明(概算要求)を行うために必要となる資料を作成するとともに、防衛省に対して説明を行った。

当該施策及び所要経費について概ね財務省の理解を得られたことから、次期換装(令和6年度)に向けて、外部有識者の助言を受けつつ、仕様書を作成した。

令和5年度においては、「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、調達手続きを行い、令和7年1月の本稼働に向け、契約業者と設計・開発に係る累次の調整を行った。

(令和6年度)

<主な業務実績>

① 在日米軍従業員管理システム等の安定的な

のサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月4日デジタル大臣決定)に則り、当該情報システム等の安定的な稼働を確保するなど、適切な整備及び管理を行うこと。

② あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装について、令和7年1月1日から本稼働を開始すること。

9.9%以上)の確保

<定性的指標>

◇ 在日米軍従業員管理システム等の次期換装について、令和7年1月1日からの本稼働の状況

稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。

令和6年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、引き続き次の取組を行った。

ア データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

イ システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるよう、あらかじめ、システムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理事業者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

ウ ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

エ 府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。

※ 在日米軍従業員管理システム等とは、機構の実施する労務管理等事務の全体（雇用管理、給与、旅費、制服、健康診断、永年勤続表彰等）をシステム化したものである。これらを総括管理するために、本部及び全支部を広域イーサネット網で結び、本部に置かれた運用管理センターにて、ハードウェア・ソフトウェアの一元管理及び運用管理を行っている。

② 業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、令和2年度、「在日米軍従業員管

理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施する等、次期システムの在り方について検討を行ってきた。

※ RFI(Request for Information)とは、システム開発業者に対して、機構のシステムの現状及び在日米軍従業員管理システム等の次期換装時において実現したい内容を示し、技術的な実現可能性とおおよその調達費用について広く情報提供を依頼するもの

令和4年度においては、次期システムの換装に係る施策及び所要経費について、防衛省から財務省に対して説明(概算要求)を行うために必要となる資料を作成するとともに、防衛省に対して説明を行った。

当該施策及び所要経費について概ね財務省の理解を得られたことから、次期換装(令和6年度)に向けて、外部有識者の助言を受けつつ、仕様書を作成した。

令和5年度においては、

		<p>「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、調達手続きを行い、令和7年1月の本稼働に向け、契約業者と設計・開発に係る累次の調整を行った。</p> <p>令和6年度においては、契約業者との設計・開発・試験等に係る累次の調整を行い、予定どおり在日米軍従業員管理システム等の換装を実施し、令和7年1月に本稼働させた。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報

効率化評価 項目別評価調書様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：令和6年度-5391

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 効率化評価期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標参考事項	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価	評価	B
(令和2年度) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	(令和2年度) 〈主な指標〉 ・調達等合理化計画の取組の状況 〈その他の指標〉 ・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況 〈評価の視点〉 ・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に措置されていたか	(令和2年度) 〈主要な業務実績〉 ・令和2年度契約監視委員会は5月22、26及び27日に持回りで開催され、令和元年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(36件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「引き続き積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むこと。」と	〈評定と根拠〉 評定：B 契約監視委員会を開催し、各年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約並びに調達等合理化計画の点検を行った。	評定	B
				〈評定に至った理由〉 各年度において契約監視委員会を開催し、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約並びに調達等合理化計画の点検を行った。 調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札となった要因等を調査・分析し、仕様書の見直しを行うとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。 調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、本部一括調達の対象案件の拡大につき検討を行い、可能なものから順次実施した。 また、令和5年度より、健康診断業務について当省との共同調達を開始した。 さらに、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を継続し、競争性の確保に努めた。	

の意見をいただいた。
併せて令和元年度調達等合理化計画における取組結果及び令和2年度における調達等合理化計画について点検を行っていただき、「内部監査による契約業務の実地監査項目については、業務を行う上で重要なため、令和2年度も引き続き適正に実施し点検すること。」との意見をいただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等に加え、非常用糧食及び複合機を本部で一括調達した。

・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価

ては、重点的に取り組む分野である一者応札・一者応募の解消に向けた取組について、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ、調達予定情報をホームページに公表し、その解消に向けた対策を図り、入札公告期間の十分な確保など、これまで実施してきた取組を継続しつつ、積極的なPRに努めた。

調達等合理化の取組を推進するため、本部一括調達の対象案件の拡大につき検討を行い、可能なものから順次実施した。

また、機構と同様の役務等の調達を履行する防衛省等との間で、いわゆる共同調達を可能なものから順次実施した。さらに、少額随意契約による場合でも、見積書を徴する相

また、契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について契約状況等をホームページに公表した。

以上のことを踏まえ、各年度当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。

(令和3年度)
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(令和3年度)
〈主な指標〉
・調達等合理化計画の取組の状況

〈その他の指標〉
・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

〈評価の視点〉
・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか

格等の情報をホームページにおいて公表した。

(令和3年度)
〈主要な業務実績〉

・令和3年度契約監視委員会は5月18、21及び24日に持回りで開催され、令和2年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「今後も一者応札の解消に向けて積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むこと。」との意見をいただいた。併せて令和2年度調達等合理化計画における取組結果及び令和3年度における調達等合理化計画について点検を行っていただき、「令和3年度においても引き続き競争性の確保に努めること。」との意見をいただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取

手方を指定せずに、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を本部において継続するとともに、調達案件の拡大として各支部においても実施し、更なる競争性、公平性及び透明性の確保に努めた。

〈課題と対応〉

令和3年度における業務実績の評価結果の指摘事項(一者応札・一者応募の解消に向け、更なる競争性の確保等に取り組むこと)のうち、「インターネット求人サイトへの求人広告掲載」については、事業者への積極的なPRや仕様書変更の結果、複数者の応札となった。

他方、「成人病予防健康診断」については、令和5年度から防衛省と

(令和4年度)
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

(令和4年度)
〈主な定性的指標〉
◇ 調達等合理化計画の取組状況
〈定性的指標〉
◇ 予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。
また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等に加え、複合機及び庁舎機器警備を本部で一括調達した。
・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。

(令和4年度)
〈主要な業務実績〉
① 令和4年5月24日に令和4年度契約監視委員会を開催し、同委員会において、点検・見直しの対象案件である令和3年度における競争性のない随意契約(3件)及び一者応札・一者応募となった契約(9件)について審議した結果、その概要は次のとおりである。
ア 同委員会事務局か

の共同調達を順次実施しており、今年度においても前年度にこれまで講じた措置の継続に努めた。
引き続き、一者応札・一者応募となった調達については、その解消に向け、これまで講じた措置を継続するとともに、更なる競争性の確保に取り組む。

ら、競争性のない随意契約は、いずれも事務室等の賃貸借契約であり、かかる随意契約によらざるを得ないものであり、また、一者応札・一者応募は、コロナ禍のために要員確保が困難であるなどの理由から、入札参加を辞退する業者が複数あったことなどによるものである旨を説明。

イ 同委員会から、今後一者応札の解消に向け、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むよう指摘がなされたほか、一者応札となった分析を更に進めるよう意見が提示され、併せて、令和3年度調達等合理化計画における取組結果及び令和4年度における調達等合理化計画について点検を行い、令和4年度においても引き続き競争性の確保に努めるよう意見が提示。なお、競争性のない随意契約に関しては、特段の意見等は提示されず。

契約監視委員会からの意見等を踏まえ、重点的に取り組む分野である、

一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を講じたところ、今後とも引き続き、応札状況を注視し、これまで実施してきた取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示等）を継続しつつ、積極的なPRに努めることとした。

調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等に加え、複合機等について、本部において一括調達を行った。

また、少額随意契約による場合でも、見積書を徴する相手方を指定せずに、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を継続するとともに、調達案件を拡大し、競争性、公平性及び透明性の確保に

<p>(令和5年度)</p> <p>① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。</p> <p>② また、契約の適正性・</p>	<p>(令和5年度)</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ 調達等合理化計画の取組状況</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ 予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況</p>	<p>努めた。</p> <p>② 契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報について、毎月、ホームページにおいて公表した。</p> <p>ア 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報</p> <p>イ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報</p> <p>(令和5年度)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>① 令和5年5月24日に令和5年度契約監視委員会を開催し、同委員会において、点検・見直しの対象案件である令和4年度における競争性のない随意契約(5件)及</p>		
---	--	--	--	--

透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。

び一者応札・一者応募となった契約（8件）について審議した結果、その概要は次のとおりである。

ア 同委員会事務局から、競争性のない随意契約5件のうち、3件は場所が限定され、供給者が一に特定される事務室等の賃貸借契約であり、残る2件は既調達のシステムに接続するソフトウェア改修等に係る契約であり、当該システムの構築業者以外の者による履行は困難であることから、いずれもかかる随意契約によらざるを得ないものであり、また、一者応札・一者応募は、健康診断業務委託において、コロナ禍の影響により受診枠等が制限される中、要員・設備等の確保が困難であるなどの理由から、一者応札・一者応募になったものと推認される旨を説明。

イ 同委員会から、今後も一者応札・一者応募の解消に向け、引き続き更なる競争性の確保等に取り組むよう指摘がなされた。

併せて、令和4年度調達等合理化計画における

取組結果及び令和5年度における調達等合理化について、かかる事項の点検が行われ、令和5年度においても引き続きコンプライアンスを徹底の上、競争性の確保等に努めるよう意見が提示。

なお、競争性のない随意契約に関しては、特段の意見等は提示されず。

契約監視委員会からの意見等を踏まえ、重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ、調達予定情報をホームページに公表し、その解消に向けて対策を講じたところ、今後とも引き続き、応札状況を注視し、これまで実施してきた取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所拡大、調達概要の通年掲示等）を継続しつつ、積極的なPRに努めることとした。

調達等合理化の取組を推進するため、事務用消

耗品、電子複写機用紙等については、経費の節減及び事務処理の効率化などの観点から、これまで本部及び支部分を一括して調達する、本部一括調達を実施してきたところ、令和5年度においても、本部一括調達の対象案件の拡大につき検討を行い、可能なものから順次実施した。

また、機構と同様の役務等の調達を履行する防衛省等との間で、いわゆる共同調達の実現に向けた検討・協議を行い、可能なものから順次実施した。少額随意契約による場合でも、見積書を徴する相手方を指定せずに、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を本部において継続するとともに、調達案件の拡大として各支部にも実施を図らせ、更なる競争性、公平性及び透明性の確保に努めた。

② 契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報について、毎月、ホーム

(令和6年度)

① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

② また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の

(令和6年度)

<主な定性的指標>

◇ 調達等合理化計画の取組状況

<定性的指標>

◇ 予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況

ページにおいて公表した。

ア 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報

イ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報

(令和6年度)

<主な業務実績>

① 令和6年5月24日に令和6年度契約監視委員会を開催し、同委員会において、点検・見直しの対象案件である令和5年度における競争性のない随意契約(3件)及び一者応札・一者応募となった契約(9件)について審議した結果、その概要は次のとおりである。

ア 同委員会事務局から、競争性のない随意契

相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。

約3件のうち、2件は場所が限定され、供給者が一に特定される事務室等の賃貸借契約であり、残る1件は既調達のシステムに接続するソフトウェアのデータ移行に係る契約であり、当該システムの構築業者以外の者による履行は困難であることから、いずれもかかる随意契約によらざるを得ないものであり、また、一者応札・一者応募は、繁忙期などで要員・設備等の確保が困難であるなどの理由から、一者応札・一者応募になった旨を説明。

イ 同委員会から、今後も一者応札・一者応募の解消に向け、引き続き更なる競争性の確保等に取り組むよう指摘がなされた。

併せて、令和5年度調達等合理化計画における取組結果及び令和6年度における調達等合理化計画について、かかる事項の点検が行われ、令和6年度においても引き続きコンプライアンスを徹底の上、競争性の確保等に努めるよう意見が提示。

なお、競争性のない随意契約に関しては、特段の意見等は提示されず。

契約監視委員会からの意見等を踏まえ、重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ、調達予定情報をホームページに公表し、その解消に向けて対策を講じたところ、今後とも引き続き、応札状況を注視し、これまで実施してきた取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示等）を継続しつつ、積極的なPRに努めることとした。

調達等合理化の取組を推進するため、事務用消耗品、電子複写機用紙等については、経費の節減及び事務処理の効率化などの観点から、これまで本部及び支部分を一括して調達する、本部一括調達を実施してきたところ、令和6年度においても、本部一括調達

の対象案件の拡大につき検討を行い、可能なものから順次実施した。

また、機構と同様の役務等の調達を履行する防衛省等との間で、いわゆる共同調達の実現に向けた検討・協議を行い、可能なものから順次実施した。少額随意契約による場合でも、見積書を徴する相手方を指定せずに、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を令和5年度より本部のみならず各支部においても実施拡大を図ったところ、これにより競争性及び公正性の向上が確認されたことから、令和6年度においても本部各支部で可能なものから順次実施し、更なる競争性、公平性及び透明性の確保に努めた。

② 契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報について、毎月、ホームページにおいて公表した。

ア 「公共調達の適正化について」(平成18年8

		<p>月25日財計第2017号)に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報</p> <p>イ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報